

2003年2月14日

通院ボランティア通信

いどばた No.19

全腎協事務局

＜今号の目次＞

- ◆法的位置づけをめぐる様々な動き —「移送ガイドライン」「介護報酬」など
- ◆実施団体のできごと —みなさん、こんなことありませんか？—
- ◆ちょっと耳よりな情報 —書籍とイベントのご案内—

◆ ◇ ◆ 法的位置づけをめぐる様々な動き ◆ ◇ ◆

国土交通省／特区の許可基準＝「ガイドライン」が濃厚 ボランティアやホームヘルパーによる送迎を対象に適用

国土交通省が策定準備中の「移送ガイドライン」は、「白タクまがい」と言われてきたボランティア移送を法的に位置づける第一歩です。しかし、この「移送ガイドライン」によって、全腎協の「通院介護支援事業」を含む多くの非営利団体が活動できなくなる恐れが出てきました。

国土交通省は、道路運送法80条の特例措置として、4月から「構造改革特区」でNPOの有償運送事業実施を認め、「特区」の許可基準を元に「移送ガイドライン」を策定する方針です。

1月24日に閣議決定された「特区」の許可基準によると、運行団体は「福祉車両使用」「法人又は地方公共団体主宰のボランティア組織」に限定されており、運転協力者は「原則2種免許取得」とされています（資料①）。国土交通省は、大小様々な団体が活動している現状を認めながらも、「ガイドライン」策定（通達）以後は、「ガイドライン」に沿った活動に移行するよう指導していくと説明しており、「特区」の基準がそのまま「ガイドライン」になった場合、罰則規定はないものの、任意団体やマイカーボランティア団体の活動継続は難しくなります。

利用者はどうなっちゃうの？

全腎協の通院介護支援事業の実施団体36事業所（稼働34団体）の利用者は、現在およそ700人。しかし、「特区」の基準を満たしている団体は一箇所もありません。全国には全腎協以外にもマイカーボランティア団体やNPO法人が数多くあり、必ずと言っていいほど透析患者が利用しています。

また、介護保険のホームヘルパーが送迎を行う「ヘルパーの自家輸送」で通院している患者も相当数いると思われます（関連記事は3頁）が、これも国交省の「移送ガイドライン」によって取り扱いが決まります。国交省旅客課は「ヘルパーの自家輸送は介護保険の報酬を移送部分に当てており、非営利とは考えにくい」と説明しており、送迎を行っている訪問介護事業所がタクシー事業許可を促される可能性も否めません。

「特区基準」がそのまま「ガイドライン」になった場合、ボランティア移送やヘルパーの自家輸送は激減、利用者は通院・通所の手段を奪われてしまいます。

構造改革特区とは…

2002年12月18日に施行された「構造改革特別区域法」に基づき、限定された地域で様々な規制緩和を実施するもの。道路運送法 80 条（自家用車の有償運送禁止）関係では、以下の二つが実施される。「NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業」

「交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業」

市区町村から特区事業実施の申請を受け、「特区基準」に照らして許可した後、2003 年 4 月から概ね3ヶ月間実施される。

通院送迎・36団体のアンケートで「車両」「法人格」など統一は困難

全腎協の「通院介護支援事業」実施団体 36 団体を対象に、安全対策など 16 項目についてアンケート調査を行ったところ、「福祉車両の使用」「NPO法人」などにばらつきが出ました（資料②）。これは、団体の活動規模や財政状況が主な原因と考えられ、一律に「特区基準」並みの条件を整備することは不可能です。

更に透析や難病の患者は、普通乗用車で送迎

できる場合が多いため、使用する車両を福祉車両に限定する必要はありません。むしろ、利用回数が多く、同じ時間帯に利用が集中する透析通院には、安価で多くのニーズに応えられるマイカーボランティアが適しています。

国交省の「特区基準」は、そうした利用者の個別のニーズを理解していないのではないのでしょうか。

全腎協理事会／国交省へ要望書提出、他団体と引き続き連携も

1月12日開かれた第42回通常理事会では、「移送・移動サービスネットワーク団体会議」に引き続き参加していくこと、「さわやか福祉財団」ほか2団体が国土交通省に提出した「要望書」にも賛同することを決めました。「要望書」は

資料③のとおり。

また、2月9日の第43回通常理事会では、固まりつつある「ガイドライン」に危機感を強め、2月中旬にも国交省、内閣府に要望書を提出することを決めました。

「ガイドライン」策定の経過と今後のスケジュール

2002/6月	国交省「ガイドラインを策定し、非営利移送サービスを法的に位置づける！」
9・10月	国交省「STS実証実験（札幌）」実施…道腎協よりモニター2名参加
11/27	国交省による「非営利移送サービス団体へのヒアリング」 「移送・移動サービスネットワーク団体会議」提案書提出
12/18	「構造改革特区法」施行
2003/1/24	「構造改革特区」許可基準通知 「NPOによるボランティア輸送の有償事業可能化事業」 「交通機関空白の地域における有償事業可能化事業」
1～2月	国交省「ボランティア・NPOの移送サービス実態調査」約400団体実施
3月	「ガイドライン」通達（予定）
4月	市町村から「特区事業」実施申請受付→早ければ5月許可。3ヶ月実施の後、基準内容（ガイドライン）を再検討し、「ガイドライン」再度通達（予定）

11・12月、民主党懇談会等
を通じ非営利団体・タクシー労組・
国交省間の意見交換

厚生労働省／介護報酬に「通院等乗降介助」が新設！

しかし…「介護タクシー」も「ヘルパー送迎」も撤退？

ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合（1回につき） 100単位

※ 要介護1以上の認定を受けた利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前又は降車後の屋内外における移動の介助又は通院もしくは外出先での受診等の手続きや移動等の介助を行った場合に所定単位数を算定

※ 適切なアセスメントに基づく居宅サービス計画上の位置づけがあることが前提

※ この単位を算定する訪問介護事業所の指定に際し、都道府県は市町村の意見を聴取

※ 3級訪問介護員が指定訪問介護を行う場合は、当分の間、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定

新報酬の詳細は、2月25日の全国介護保険担当課長会議で説明され、「Q & A」として流されます。

全腎協理事会／新報酬設定は朗報、しかしサービス提供者減少に危惧

全腎協は、介護報酬に「通院等乗降介助」が新設されたことを受け、2月3日にコメント（資料④）を出しました。

「乗降介助」が認められたことは、通院の保障を介護保険で実施するよう運動してきた成果でもあり、朗報と言えますが、低報酬によって、タクシー事業者などが撤退あるいは赤字分を差

額徴収することは必至です。

「市町村の認めた事業者しか請求できない」「介護度の高い利用者を長時間かけて介助しても1回につき100単位」など、規制だらけの新報酬を見直すよう、2月中旬にも厚生労働省に要望書を提出する予定です。図解→資料⑤

介護タクシー／利用者から小泉総理大臣へ抗議はがき運動を呼びかけ

これまで、「介護タクシー」事業者は、介護報酬分（「身体介護」30分 210単位）を運賃から差し引いて送迎する事業者が全体の8割以上でした。しかし、新報酬の設定では採算が取れないため、メーター料金の差額運賃を利用者から徴収することが予想され、利用者の負担は大幅に増えてしまいます。

介護タクシーの事業者で作る「全国介護タク

シー連絡研究会（介タ研）」では、利用者に通常の運賃（メーター料金）負担を強いることはできないと、新たな運賃設定（介護保険適用型の定額運賃）を検討しているほか、表に出てこない利用者の声を少しでも国に届けるため、全国の介護タクシー利用者から小泉総理大臣宛に抗議はがき出すよう呼びかけています（資料⑥）。

ヘルパーの自家輸送／通院を支える貴重な担い手なのに！ 厚労省と国交省、二つの壁

透析施設のMSWで構成される「透析施設MSW研究会」では、関東近県の同会会員が所属する透析施設で、訪問介護事業者による送迎サービスの利用状況調査を行いました。

34施設 447人（男性 236人、女性 211人）の要介護透析患者を対象に実施したアンケート調査の結果、介護保険サービスの利用は約80%、「ヘルパーの自家輸送（通称：車つきヘルパ

一)」の利用は約40%でした。生活の質の評価においては、「非常に良くなった」「良くなった」があわせて約60%で、関東、特に神奈川県においては、利用料1割負担、又は1割負担+αで行う「ヘルパーの自家輸送」が要介護患者の通院を支えている現状が明らかになりました。

しかし、タクシー免許を持たない訪問介護事業

所の送迎は、ボランティア移送と同じ「白タク」の問題を抱えています。新設された「通院等乗降介助」の請求の可否について、厚生労働省は「違法か合法かは国交省の判断による」「違法とされれば報酬請求は認められない」としており、「ヘルパーの自家輸送」は、低報酬の壁に加えて「移送ガイドライン」という壁にも直面しています。

◆ ◆ ◆ 実施団体のできごと ◆ ◆ ◆

新潟県小千谷市にある「ラ・クーダ」の事務局長・水内さんから、最近あった2つの出来事をお寄せいただきました。

◆みなさん、こんなことはありませんか？◆

あるできごと①

土曜日の午後、いつものように利用者を送っていくと、自宅の庭先に、ワンボックスカーが1台。

「今日はせがれはパチンコに行かないようだな」と利用者が言う。

「〇〇さん、家族から送ってもらえるときは、できる限り家族に送ってもらえるようにしたら？ 考えてよ」と団体の役員でもあり、患者でもあるボランティアが言った。

……以来、〇〇さんは利用していない。

あるできごと②

一人の患者ボランティアが、夜自分の透析前にちょっと早めに病院に来て、昼間の患者を送っていくれていたのですが、ある日「もう勘弁してくれ」と辞めてしまいました。

彼は定年退職した後も仕事をしていたのですが、仕事の休みの日は「ラ・クーダ」の一員として活動してもらっていました。奥さんはパートでお店に勤めています。ある日、奥さんの勤めているお店にお客（かどうかは分からない）が訪れ、「まあ、奥さんはこうしてパートまでして働いているのに、あんたの旦那は自分が休みだと言ってはよその女の人を車に乗せたりしているが、知っているのかな？」と言ったそうです。その人はタクシーの運転手だったとのことです。運転手個人の考えか、タクシー会社全体の考えかは分かりません。奥さんは彼のボランティアのことを知っていましたが、このことが元で彼はボランティアを辞めました。

他団体では、タクシーとのトラブルはありませんか。もしありましたら、聞かせて下さい。

他団体のみなさんの
経験やご意見を全腎協へ
お寄せ下さい。



◆ ◆ ◆ ちょっと耳よりな情報 ◆ ◆ ◆

お役立ち書籍「移送サービスパーフェクトガイド」と「講習会テキスト」

チラシをご覧の上、ぜひお買い求め下さい！ お申込みは、直接「マニュアル編集委員会」へ。

第15回移送サービス研究協議会 ～開催案内と申込用紙～

毎年、東京都社協と東京ハンディキャプ連絡会の共催で行われている非営利移送サービスの会議。例年、首都圏を中心に、全国から実施団体役員や社協職員、行政担当者などが参加しています。